

「離島版エコ農業パーク事業による地域循環共生圏構築事業」に係る業務仕様書

令和2年9月30日

伊仙町役場 きゅらまち観光課

1. 目的

伊仙町は、全国平均の約2倍にもなる日本一の出生率と世界最高年齢を誇る「健康・長寿と子宝のまち」として知られているが、「健康・長寿と子宝の町」にも人口減少の波は押し寄せており、1955年と比較すると41.8%まで減少している。一方で、本町が取り組んできた取り組みによりI・Uターン者が増加し、人口減少の度合いが緩やかになっている。2017年には「転入」が「転出」を上回り、本町に外部から流入する人口が増加している。

こうした流れを加速化していくために、交流人口と移住・定住人口を増やし、町民との一体感を持った離島振興事業に依存しない自立した離島地域社会の構築を目指す。

具体的には、「農業・畜産業の経営安定化、低労働力化、高収益化」、「世界自然遺産登録を踏まえたごみの減量化とリサイクルの推進、ダイオキシン対策」が必要である。これらの課題を同時に解決する事業として、「離島版エコ農業パーク事業」を検討する。検討内容の概要は以下の通りである。

- 畜産業においては「キャトルセンター」を整備し「子牛育成の労働力軽減と市場性の高い子牛の育成」、農業においては「育苗施設」を整備し「収穫量が高く、害虫の影響を受けない栽培方法の導入」する。
- 畜産業と農業が連携した牛糞の堆肥利用のシステムを構築し、「島外から調達している化学肥料の削減による島内で資金・資源循環の強化」、「処理困難物となっている化学肥料梱包材（プラスチック）資材調達から島内での資源循環によるコスト低減」する。
- 牛糞の堆肥利用システムに町民が分別する生ごみを組み込み、「町民との一体感を持った生ごみの堆肥化」をする。

2. 業務内容

(1) 既存の堆肥向上と連携した小型ペレット機器によるモニター調査

① 畜産農家におけるモニター調査

牛糞由来の堆肥の利用促進に向けて、一般財団法人九州地域振興財団が調査用に購入する小型ペレット化装置を使い、畜産農家に散布性のモニター調査を行うこと。

② 牛糞堆肥ペレット化事業のオペレーション確認

モニター調査と合わせて事業化した場合のオペレーションを確認すること。具体的には、ペレット化にかかる工数、ペレットの納品方法、納品時期、納品頻度を確認すること。

(2) 堆肥利用に向けた農家の理解促進のための意見交換

① 牛糞堆肥の成分分析

熊本県産業技術センターと連携し牛糞堆肥の成分分析を行い、②における農家の判断材料を作成すること。

② 農家向け説明会の実施

牛糞堆肥の利用について、「堆肥散布による生育促進効果」、「ペレット化による散布容易性」、「ペレットの納品方法」、「本事業による地域のメリット（社会、経済、環境）」等の説明会を農家向けに実施すること。対象とする農家は伊仙町5世帯と徳之島町5世帯の合計10世帯程度を予定する。対面での説明会が困難である場合は、ビデオミーティングソフト等を使用したりリモート型の説明会とする場合がある。

(3) 町民参加型の事業構築に向けた生ごみ分別の試験調査

① 生ごみ分別回収の試験調査

生ごみの分別を実施する試験調査を実施する。試験調査を通じて、生ごみの発生量、分別の課題などを把握する。試験調査は大規模集落である伊仙中部地区の5世帯、小規模集落である阿権集落の5世帯を対象に、10月～11月の2ヶ月程度行うこと。

② 分別回収を想定した収集運搬方法の検討

「徳之島愛ランド広域連合」と連携し、試験調査を踏まえ、家庭からの生ごみ分別回収における分別方法、回収方法、回収頻度を検討すること。

③ 生ごみの牛糞堆肥との混合処理検討

住民参加型の事業構築に向け、既存の牛糞の堆肥化センターにおいて家庭由来の生ごみを混合処理して堆肥化する処理方法を検討すること。

(4) 離島版エコ農業パーク構想の事業化検討

① 堆肥化事業の事業性の評価

キャトルセンターや育苗施設を含めた離島版エコ農業パーク構想の基礎となる、既存の堆肥センターを有効活用した堆肥化事業の事業性を評価すること。(1)～(3)の検討から、ペレット化した堆肥の需要量・価格、堆肥のペレット化のコスト、製造から納品までのオペレーション、既存の堆肥センターにおける生ごみ受入れを想定した分別回収から堆肥化までのシステム化を検討すること。

② 離島版エコ農業パーク構想のロードマップの策定

③ 以上をもとに、キャトルセンターや育苗施設を含めた離島版エコ農業パーク構想のロードマップを策定すること。

(5) 報告書の作成

以上の結果を取りまとめ、報告書（A4カラー、100ページ程度）を作成すること。報告書は、A4用紙に印刷できる様式（部分的にA3用紙も可とする。）で作成・製本し、紙及び編集可能な電子ファイル（Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointにてそれぞれ2013以上のバージョン）にて正副各1部を提出すること。

(6) 本町との打合せ

事業の円滑な遂行を行うため、本町との打合せを月2回程度行うこと。なお、場所は伊仙町役場とす

る。

3. 注意事項

- (1) 本件に関する資料・成果品の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認なしに他に公表、貸与及び使用しないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたっては仕様書及び国が定める本補助金の公募要領、交付規程等を熟読の上で行うとともに、常に委託者と密接な連絡を取りながら作業を実施すること。特に、事業に要した費用に係る根拠書類等については、委託者の指示があった場合に速やかに提出できるよう具備しておくこと。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたっては中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書の解釈について疑義が生じた際には、その都度、委託者と協議すること。

以上